

令和 4 年 6 月 8 日現在

機関番号：34504
研究種目：若手研究
研究期間：2019～2021
課題番号：19K13584
研究課題名(和文) 著作権法の立法及び解釈における技術的中立性の原則

研究課題名(英文) Technological Neutrality in Copyright Law

研究代表者

谷川 和幸 (TANIKAWA, Kazuyuki)

関西学院大学・法学部・准教授

研究者番号：40584032

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,200,000円

研究成果の概要(和文)：インターネット上の情報流通の規制については、WIPO著作権条約8条が、伝達に用いられる技術を限定せずに広い範囲の行為を対象とする「技術的中立性の原則」を採用している。EUはこの考えをそのまま指令に採用したが、インターネットを支える根幹の技術であるハイパーリンクについて、あらゆるリンクを規制することは好ましくないとして、その縮小解釈が図られている。日本は非常に詳細な送信可能化の定義やリーチサイト規制の定義を有しており、必ずしも技術的に中立的な条文となっていない。しかしこのことにも、過剰な規制を避け、行為者の予見可能性を確保するという積極的意義を見出すことができる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、WIPO著作権条約第8条という同じ条文を国内法化するものでありながら、日本・EU・アメリカ・カナダの4カ国・地域においてその規律内容がまちまちであることを調査し、整理した。当初の立法内容は広狭両極端であるものの、EUがリンク規制の範囲を限定したり、逆に日本がリーチサイト規制を導入してリンク規制の範囲を拡張したりすることにより、両立場の歩み寄りが見られる。このような比較法的視座を得たことは、わが国において今後の海賊版サイト対策を検討する上でも有益な示唆を提供するものである。

研究成果の概要(英文)：Art. 8 of The WIPO Copyright Treaty adopts the principle of "technological neutrality" in regulating the distribution of information on the Internet, which covers wide range of activities without limiting the technology used for transmission. EU has adopted the principle into the Infosoc Directive. However, since hyperlinks are a fundamental technology that supports the Internet, it is undesirable to regulate every kind of link. Therefore, the scope of copyright is interpreted narrowly. In contrast, Japan has very detailed definitions of "making transmittable" and the so-called "leach site" restrictions, whose articles are not necessarily technologically neutral. However, this also has a positive significance in avoiding excessive regulation and ensuring foreseeability of actors.

研究分野：著作権法

キーワード：著作権法 公衆送信権 リーチサイト規制

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

インターネット上の情報流通に関して、多くの国が著作物の無断流通を著作権法で規制している。その背景には、WIPO 著作権条約 8 条が著作物の排他的権利として「公衆への伝達権」を定めており、各国がこれを国内法化していることがある。しかし、同条約がこの権利を具体的にどのような支分権に対応させて導入するかを各国に委ねる、いわゆる「アンブレラ・ソリューション」を採用したことから、各国における具体的な導入のやり方には差がある。

例えば、わが国では単なるリンク提供行為は著作権(公衆送信権)の侵害にならないと解されている一方で、欧州司法裁判所はこれが著作権(公衆への伝達権)の対象となりうるとの先決判決を下している。このように、条約の同じ条文を国内法化したものでありながら、各国でその権利内容に差異がある。その背景には、著作権法の条文を創設する際に、特定の技術を念頭に置いた詳細な(狭い)権利を設けるか、あらゆる技術を含めるような抽象的な(広い)権利を設けるかという、立法時における技術的中立性への配慮の違いを見て取ることができる。

技術的に中立的な条文は、その適用範囲が広範である一方、規制が好ましくないような行為まで対象に含めてしまうおそれがある。他方、技術的に非中立的な条文は、その適用範囲が明確である一方、将来の新技术の登場に対応できないという課題がある。

2. 研究の目的

本研究では、WIPO 著作権条約 8 条を国内法化する際に、その権利内容・範囲の定め方に関する各国の著作権法の規律の違いを確認した上で、当該立法が詳細である(狭い)あるいは抽象的である(広い)ことが具体的な事案においてどのような弊害をもたらしているのかを各国の裁判例や学説に基づいて整理し、著作権に関する立法等において「技術的中立性の原則」が有する意義を考察することを目的とする。

3. 研究の方法

上記目的を達成するため以下の手順で研究を進める。第 1 に、WIPO 著作権条約の制定過程及びそれを国内法化した各国の著作権法の立法内容を調査する。調査対象とする国・地域は日本、EU、アメリカ及びカナダとする。第 2 に、これらの国・地域における立法後の紛争事例を調査し、そこにおいて立法内容の狭さ又は広さがどのような課題を生じさせているのかという観点で分析を行う。ここでは裁判例及び学説を対象とした文献調査が中心となる。第 3 に、これらの立法、裁判例、学説において「技術的中立性の原則」がどのような働きを有しているのか、その意義等につき考察する。

4. 研究成果

(1) WIPO 著作権条約

インターネット上の情報流通を規律することを目指して設けられた WIPO 著作権条約 8 条は、著作者に与えられるべき「公衆への伝達権」を次のように定義した。

「ベルヌ条約第十一条(1)(ii)、第十一条の二(1)(i)及び(ii)、第十一条の三(1)(ii)、第十四条(1)(ii)並びに第十四条の二(1)の規定の適用を妨げることなく、文学的及び美術的著作物の著作者は、その著作物について、有線又は無線の方法による公衆への伝達(公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において著作物の使用が可能となるような状態に当該著作物を置くことを含む。)を許諾する排他的権利を享有する。」

ここでは、有線か無線かの区別なく、また同時受信されるか異時受信されるかも区別することなく、公衆への著作物の伝達を広く対象としている。インターネット上の情報流通への対応を念頭に置いて設けられた規定ではあるものの、具体的な条文にはインターネットを示唆する文言は一切用いられておらず、放送等も含む、あらゆる技術による伝達が広く対象とされる文言となっている。また、同条のカッコ内の部分は一般に利用可能化(making available)と呼ばれているが、ここでも利用可能化の具体的な行為態様に限定は付されていない。

各国はこの規定に対応する範囲の権利を著作者に認める著作権法改正を行った。「アンブレラ・ソリューション」の下では、この規定をそのまま導入する必要はなく、各国著作権法の既存の支分権のいずれかに対応させることも認められている。そのため、以下で見るように、各国の対応はまちまちである。このことが権利範囲の差異を生じさせることになる。

(2) 日本

わが国では昭和 61 年著作権法改正によって既に無線による「放送権」と有線による「有線送信権」が明確化されており、無線又は有線の方法による公衆への伝達が著作権の対象とされていた。したがって WIPO 著作権条約 8 条のカッコ外の部分については既に対応が済んでいたと言えるが、条約が無線と有線の区別をしていないことから、これに倣い、「放送権」と「有線送信権」を新たに「公衆送信権」に統合することで概念の整理統合を行なった。

他方、WIPO 著作権条約 8 条で利用可能化として定められた部分については保護が欠けていた

ため、これを「送信可能化」と定義して、著作権（公衆送信権）の内容として取り込むこととした。

もっとも、この「送信可能化」の定義は非常に詳細なものであり、情報をサーバの記録媒体に記録することや、既に情報が記録された記録媒体をサーバに付加することなど、5種類の特定の行為態様を記述する内容となっている（著作権法2条1項9号の5）。そのため、ここで記述された行為態様以外の態様で「公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において著作物の使用が可能となるような状態に当該著作物を置く」効果を有する行為が、著作権の対象とならない。

このように詳細な（狭い）条文による弊害が露呈したのが、いわゆるインラインリンクの事例である。インラインリンクはハイパーリンクの一種であるが、利用者によるクリック等の動作を必要とすることなく、他のサーバに蔵置された画像や動画を利用者のブラウザ画面上に表示させることができる。

このようなインラインリンク設定行為について、裁判例は一貫して、リンク設定者は送信の主体ではなく、公衆送信権は及ばないと判断してきた（大阪地判平成25年6月20日、東京地判令和4年4月22日など）。なお、Twitterに無断投稿された写真を含むツイートをリツイートする行為が問題となった事例では、最高裁は氏名表示権の侵害を認めたと、公衆送信権侵害の成否については判断しなかった（最判令和2年7月21日。原審では公衆送信権の侵害ではないと判断された。知財高判平成30年4月25日）。

また、違法にアップロードされたコンテンツにリンクを張ることで利用者を誘導する、いわゆる「リーチサイト」の運営についても、リンクを張る行為は著作権（公衆送信権）の対象ではないことから、対応の困難さが指摘された。そこで令和2年に著作権法が改正され、リーチサイト規制が導入された。ここでも「ウェブページ」や「ウェブサイト等」という特定の技術に言及する文言が採用されている。

このように日本の著作権法は詳細な文言によって規制範囲（規制対象行為）を明確にすることを志向しているため、そこから漏れる技術を用いた行為については権利範囲外となり、これを規制するためには新たな立法が必要となる。WIPO著作権条約が目指した技術的に中立的な規律とは異なる規律となっている。

（3）EU

EUは情報社会指令を制定し、各加盟国の著作権法の内容を統制している。その第3条はWIPO著作権条約8条の文言をそのまま採用したものであり、特定の技術に依存しない広範な内容となっている。

情報社会指令3条に定められた利用可能化は、「公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において著作物の使用が可能となるような状態に当該著作物を置く」効果を有する一切の行為を対象としている。そのため、リンクを張る行為（Svensson判決、GS Media判決）やインラインリンク設定行為（BestWater判決、VG Bild-Kunst判決）さらには日本ではリーチアプリと呼ばれている、海賊版コンテンツの視聴を容易にするアプリケーションが搭載された端末（セットトップボックス）を販売する行為（Filmspeler判決）までもが同条の規制対象とされる。

この点で、規制の広範さが問題となったのがSvensson判決である。リンクを張る行為が利用可能化に該当する結果、リンク先が適法にアップロードされたコンテンツである場合にまで著作権が及ぶこととなる。これは適法コンテンツに対する無断リンクを禁止できるという帰結であるが、リンクはインターネット（ワールド・ワイド・ウェブ）を成り立たせている根幹の技術であり、これが容易に規制されることは好ましくない。リンク先が違法にアップロードされたコンテンツである場合には、そこにリンクを張る行為が著作権侵害を助長するものとして規制されるべきであるとしても、リンク先が適法にアップロードされたコンテンツである場合にまで無断リンクを禁止できるとするのは過剰な規制である。そこで、Svensson判決は「新しい公衆（new public）」という概念を導入して、リンク提供が当初のアップロードによる伝達とは異なった「新しい公衆」に向けられたものである場合に限り著作権（公衆への伝達権）が及ぶとする縮小解釈を行なった。つまり、初めからあらゆるインターネット利用者のアクセスが可能であることを想定してアップロードされた適法コンテンツについては、そこにリンクを張ったとしても、それによって初めて利用可能となる「新しい公衆」は存在し得ないことから、著作権（公衆への伝達権）の侵害とならないとされた。

このように、利用可能化概念は広い対象を包含する文言であるものの、その実際の適用においては過剰な規制とならないように縮小解釈を施すというのがEUの方向性である。技術的中立性を目指したWIPO著作権条約がもたらす弊害を回避する工夫であるといえる。

（4）アメリカ

アメリカはWIPO著作権条約を国内法化する際に、既存の「頒布権」「上演権」及び「展示権」の組み合わせで対応することとした。例えば写真の著作物をインターネットを通して流通させる行為は頒布権又は展示権の対象となる。

もっとも展示権は「コピー（複製物）を公衆に示す」行為を対象としており、コピーを示すためには、その前提としてコピーを所有していなければならないとの解釈が登場した。その結果、インラインリンクの方法で他のサーバに蔵置された画像を表示させる場合、インラインリンク設定者はコピーを所有していないので、展示権の侵害にならないという解釈を第9巡回区控訴

裁判所が採用した (Perfect 10, Inc. v. Amazon.com, Inc.)。これは要するに、どのサーバから利用者に向けて情報が送信されたのかに着目する見解であり、Server test と呼ばれている。

ところが近時、同判決に拘束されない他の巡回区の地方裁判所では、Server test を放棄して、インラインリンク設定を展示権の対象と認める判決が現れた (Goldman v. Breitbart News Network, LLC)。その後も同様の地裁判決が登場しているが、いまだに (第 9 巡回区以外の) 控訴裁判所の判断は示されておらず、今後の動向が注目されている。

誰がコピーを所有して送信しているのかという情報の流れに着目するか、インラインリンクを通して利用者の目に触れる形で示されているという結果に着目するかの違いであり、ちょうど日本法と EU 法の違いに対応している。アメリカ法は現在その両者の間で揺れ動いている時期にある。

(5) カナダ

カナダは EU と同様に WIPO 著作権条約の文言を参考に、ほぼこれをそのまま国内法化した国である。そして EU における利用可能化の考え方と同様に、リンク設定が利用可能化として規制対象になりうると理解している。

そして EU では過剰なリンク規制がインターネットの根幹を揺るがすことを懸念してその権利範囲を縮小したのに対し、カナダの裁判所はこのような縮小解釈を施すことなく、たとえリンク先が適法コンテンツであっても、無断リンクを広く権利侵害と認める判決を下している (インラインリンクについて *Trader Corporation v. CarGurus Inc.*、YouTube の限定公開動画のリンクを Twitter に投稿する行為について *Proctorio, Incorporated v Linkletter*。なお後者の事件におけるリンク先は適法コンテンツではあるものの、権利者がその公開範囲を限定しており、そこにリンクを張る行為は EU でいう「新しい公衆」に向けた伝達と評価できるので、この限度では EU と同様の縮小解釈が採用されていると見ることもできる)。

このように、少なくともインラインリンクの事案においては EU よりも規制範囲が広く、カナダでは WIPO 著作権条約の技術的中立性の考え方が貫徹されており、いかなる技術であるかに関わらず広く著作者の権利が及ぶこととされているといえる。

(6) 考察

以上を表にまとめると以下の通りであり、WIPO 著作権条約の国内法化のやり方が各国まちまちであり、その権利範囲にも差異があることが分かった。

	通常のリンク	インラインリンク
日本	非侵害。ただしリーチサイト規制で一部対応している	非侵害。ただし態様によっては氏名表示権侵害となりうる
EU	適法コンテンツなら非侵害 (ただし迂回事例を除く)	適法コンテンツなら非侵害 (ただし迂回事例を除く)
アメリカ	非侵害?	伝統的には非侵害だが、近時異なる判例も登場している
カナダ	適法コンテンツでも、迂回事例では侵害とした判例あり	適法コンテンツでも侵害

技術的中立性は、伝達に用いられた技術内容すなわち行為者の行為態様に着目するのではなく、当該行為によってもたらされた結果に着目するものである。これは著作者の権利範囲を広く把握するものであるが、他方で、過剰な規制を招きかねない。これは EU の Svensson 判決が示すとおりである。また、行為態様の限定がないため、行為者にとっての予見可能性の点でも課題がある。

このような弊害に鑑みると、日本の著作権法が必ずしも WIPO 著作権条約の「技術的中立性の原則」に従うことなく、あえて技術的に非中立的である詳細な規定を設けていることにも一定の合理性があるように思われる。とはいえ、その結果として同じ条約を国内法化したはずの外国との間で権利範囲の差異が生じていることは否定し難い。このギャップをリーチサイト規制のような立法や、間接侵害者に対する責任追及を可能とする学説・判例の展開等によって補っているのが現状である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 谷川和幸	4. 巻 92(8)
2. 論文標題 リーチサイト規制	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 91-95
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 谷川和幸	4. 巻 34
2. 論文標題 公衆送信権	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 78-83
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 谷川和幸	4. 巻 91
2. 論文標題 リツイートによる氏名表示権の侵害が認められた事例	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Law & Technology	6. 最初と最後の頁 75-85
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 谷川和幸	4. 巻 64(2)
2. 論文標題 漫画海賊版サイト「はるか夢の址」刑事事件（大阪地判平成31年1月17日裁判所Web（平成29年（わ）第4356号））	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 福岡大学法学論叢	6. 最初と最後の頁 567-608
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 谷川和幸
2. 発表標題 プレス出版社の権利（シンポジウム「EUのデジタル単一市場戦略と著作権法制」）
3. 学会等名 ALAI JAPAN 研究大会2019
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 同志社大学知的財産法研究会	4. 発行年 2020年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 388
3. 書名 知的財産法の挑戦II	

〔産業財産権〕

〔その他〕

以下の研究会にて、本研究に関連する研究報告を行なった。

1. 商事法務知的財産判例研究会にて「リツイートによる氏名表示権の侵害が認められた事例 Twitter リツイート事件上告審」と題する報告（2020年11月6日）
2. 商事法務知的財産判例研究会にて「漫画村」に広告掲載料を提供した広告代理店が公衆送信権侵害の帮助責任を負うとされた事例」と題する報告（2022年5月6日）

6. 研究組織			
	氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------